資料3

様式第１－３号

令和　７年　　月　　日

中部運輸局　岐阜運輸支局長　殿

名　　称　　武芸川まちづくり委員会
住　　所　　岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１
代表者の氏名　　委員長　相宮　芳朗

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
名　　称　　武芸川まちづくり委員会
住　　所　　岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１
代表者の氏名　　委員長　相宮　芳朗

２．登録番号
中岐公第１０号

３．自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

４．変更しようとする事項
（１）路線
【新】

	起　　点	主たる経過地	終　点	キ　ロ　程
	－	－	－	－

【旧】

	起　　点	主たる経過地	終　点	キ　ロ　程
１	生涯学習センター	平・跡部・高野・八幡	生涯学習センター	１２．０ｋｍ
２	生涯学習センター	平・宇多院・谷口	生涯学習センター	１４．３ｋｍ
３	生涯学習センター	平・宇多院・谷口・寺尾	生涯学習センター	２６．３ｋｍ
４	生涯学習センター	小知野・宇多院・谷口・寺尾	生涯学習センター	２５．８ｋｍ
５	生涯学習センター	小知野・谷口	寺尾	１９．４ｋｍ
６	寺尾	谷口・小知野・八幡	高野	２１．０ｋｍ
７	谷口	宇多院・平・跡部	高野	１２．０ｋｍ

（２）運送の区域

新	武芸川町全域（武芸川町平、武芸川町小知野、武芸川町八幡、武芸川町高野、武芸川町跡部、武芸川町寺尾、武芸川町谷口、武芸川町宇多院） 広見の一部（コメリハード＆グリーン関市広見店、ゲンキー広見店）
旧	ー

（３）事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		保有区分	バ ス		普通自動車 （軽）		合　計	
新	武芸川まちづくり委員会	保有			（　）			
		持込	2	※	1 （0）	※ （　）	3	※
		合計			（　）			
旧	武芸川まちづくり委員会	所有	ー		ー （ー）		ー	
		持込	3	※	ー （ー）	※	3	※
		合計	3		（ー）		3	

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

５．変更予定期日

令和　７年　４月　１日

様式第１－５号

令和　７年　　月　　日

中部運輸局　岐阜運輸支局長　殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

１．自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

２．地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

（名　称）　　関市公共交通活性化協議会
（対象市町村）　関市

３．地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和　７年　１月２２日

４．運送主体の名称、住所、代表者の氏名

武芸川まちづくり委員会
岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１
委員長　相宮　芳朗

５．調った協議の内容

（１）路線又は運送の区域

①路　線

	起　　点	主たる経過地	終　点	キ　ロ　程
	―	―	―	―

②運送の区域

区　　域	備　　考
武芸川町全域 広見の一部	武芸川町平、武芸川町小知野、武芸川町八幡、武芸川町高野、武芸川町跡部、武芸川町寺尾、武芸川町谷口、武芸川町宇多院、広見（コメリハード＆グリーン関市広見店、ゲンキー広見店）

（２）旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

別紙のとおり

（３）運送しようとする旅客の範囲

地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者

６．その他特記事項

定時路線運行からデマンド予約運行への変更

令和　７年　１月　　日
関市公共交通活性化協議会
会長　森川　哲也

様式第３号

中部運輸局　岐阜運輸支局長　殿

宣　　誓　　書

当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和　７年　１月１０日

名　　称　　武芸川まちづくり委員会
住　　所　　岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１
代表者の氏名　　委員長　相宮　芳朗

様式第４号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（武芸川まちづくり委員会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏　　名	住　　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
１	田中　好和	[redacted]	大型	第１種
２	松ヶ崎　敦	[redacted]	大型	第１種
３	山本　敦	[redacted]	大型	第１種
４	杉下　邦男	[redacted]	普通	第１種
５	大矢　武司	[redacted]	大型	第１種
６				種
７				種
８				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。

※ 第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（武芸川まちづくり委員会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和　７年　１月１０日

住　　所　[redacted]
氏　　名　三尾　幸治

住　　所　[redacted]
氏　　名　西脇　嗣

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第７号

運送の主体（申請者名）	武芸川まちづくり委員会

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（　武芸川まちづくり委員会　）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
１	三尾　幸治	[redacted]	基礎講習	―	―
２	西脇　嗣	[redacted]	基礎講習	―	―
３					

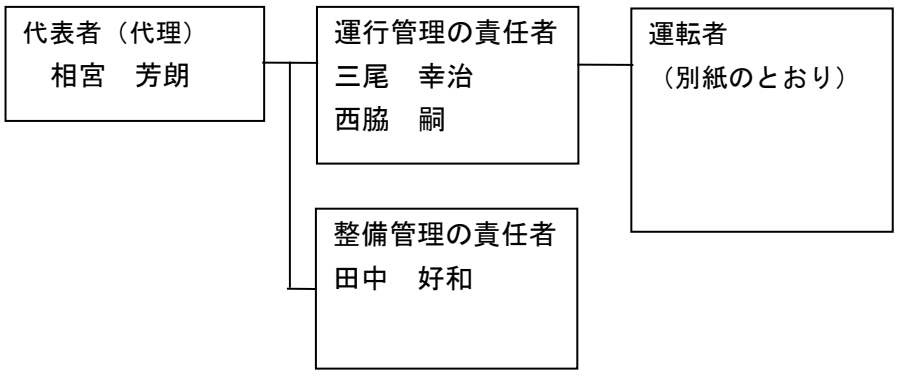
- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

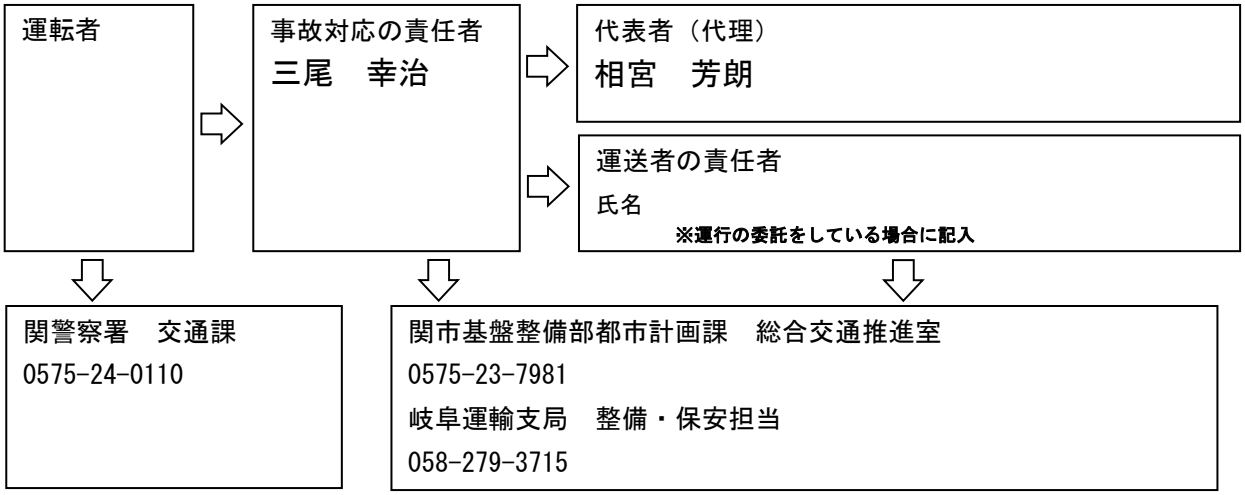
No	氏　　名	住　　所	協力
１	田中　好和	[redacted]	―
２			―
３			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



２．事故処理連絡体制



３．苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
相宮　芳朗	西脇　嗣 北　美穂

（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式第８号

中部運輸局　岐阜運輸支局長　殿

宣　　誓　　書

道路運送法第７９条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・　　万円）
対物保険（共済）	（無制限・　　万円）

令和　７年　１月１０日

名　　称　武芸川まちづくり委員会
住　　所　岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１
代表者の氏名　委員長　相宮　芳朗

（施行規則第５１条の３第５号関係）　　参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称　　武芸川まちづくり委員会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 （任）	所有者名	使用者名	備考
1	岐阜２００さ３８９１	２５	関市	関市	
2	岐阜３０２さ５６６０	１０	関市	関市	
3	（未定）	１４	関市	関市	R7.2納車予定
4	※車両番号確定後再提出します				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

令和　７年　　月　　日

車 両 使 用 承 諾 書

申請者

住　所　　岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１

氏　名　　武芸川まちづくり委員会

委員長　相宮　芳朗

上記の者が下記車両を自家用有償旅客運送（交通空白地）の用に供するため使用することを以下の条件を付して承諾します。

使用承諾条件

・自家用有償旅客運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任は申請者が負うこと。
・使用する車両が適正な状態を維持できるよう管理し、万が一、汚損、破損させた場合は、速やかに車検証の使用者（関市）に報告し、申請者の責任において復旧させること。

車検証の使用者

住　所　　岐阜県関市若草通３丁目１

氏　名　　関市長　山下　清司　印

記

自動車登録番号　　岐阜 200 さ 3891
岐阜 302 さ 5660
（未登録）※登録後再提出します。

以下余白

武芸川地域内デマンドバス(予約制)本格運行開始

令和６年１０月１５日から「武芸川地域内デマンドバス」の試験運行を行ってまいりましたが、令和７年４月１日（火）より正式に運行開始となります。試験運行期間中にいただきました様々なご意見を参考に、さらに便利に、ご利用しやすく運行していきますので、日頃の足としてぜひご活用ください。なおデマンドバス運行に伴い、地域内巡回バスと買い物バスは運行廃止となりましたのでご了承願います。これまで多くの皆さまにご利用いただきましてありがとうございました。

武芸川地域内デマンドバスの予約方法

デマンドバスは利用したい方があらかじめ予約したうえで利用できます。
ご希望の乗降所から目的地近くの乗降所までご利用いただけます。

【運行開始日】：令和７年４月１日（火）
【運　行　日】：月曜日から金曜日の毎日（年末年始・お盆及び祝祭日は除く）
【運 行 時 間】：午前８時３０分から午後６時３０分まで
【運 行 区 域】：武芸川地域内（指定の乗降所から乗降所まで　＊マップ参照）
【使 用 料 金】：１乗車につき１００円(片道　＊裏面参照)



デマンドバスの予約は０５７５－４６－３６１５へお電話ください。



●予約受付日：毎日（年末年始除く）

●予約するときは、次の①～⑤を伝えて予約してください。

①利用する方の氏名・利用人数
②利用する方の電話番号
③乗車する乗降所
④降車する乗降所
⑤乗車を希望する時間

※お帰りの乗車も合わせて予約してください。乗車した後から運転手への予約はできません。

●予約受付時間：午前９時から午後４時３０分まで（原則、乗車希望時間の１時間前までに予約）
尚、午前１０時までの乗車は前日までにご予約下さい。
＊乗車日の１週間前から予約可能

【注意事項】
◎予約は、先着順です。
◎ご利用日に予約された時間に指定された乗降所でおまちください。
◎予約状況により、乗車時間が前後したり、乗車予約ができない場合があります。
◎他の乗客と乗り合わせとなることがあります。
◎乗り合わせの状況によっては迂回する場合があります。
◎予約をキャンセルする場合は、必ずご連絡ください。



武芸川地域内デマンドバスの運賃は1乗車100円です！

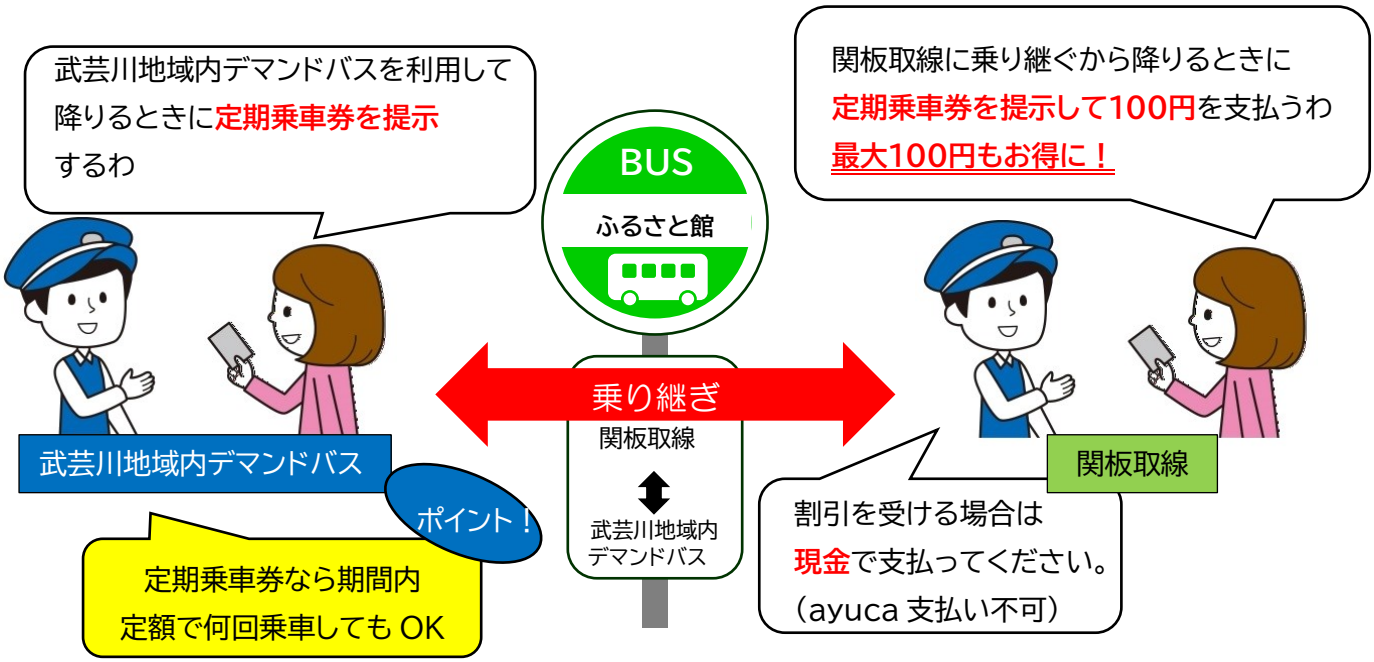
	料金	注意事項
乗車運賃	1乗車100円(片道) 支払時にお釣りがないようご準備ください。	・障害者手帳等の交付を受けている方、その付き添いの方(1名まで)及び小人(小学生)、幼児(小学校入学前)は半額 ・大人もしくは小人を保護者とし、保護者1名につき幼児1名が無料 ・1歳未満の乳児は無料
回数券	11枚つづり1，000円	・障害者手帳等の交付を受けている方、その付き添いの方及び小人(小学生)、幼児(小学校入学前)は半額
地域内バス定期乗車券	オススメ！ 2，000円/月	・1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月単位で購入できます ・65歳以上、18歳以下、障害者手帳等の交付を受けている方、その付き添いの方は半額(付き添いのための定期券は付き添い時のみ利用可能) ・年齢は購入日時点での年齢



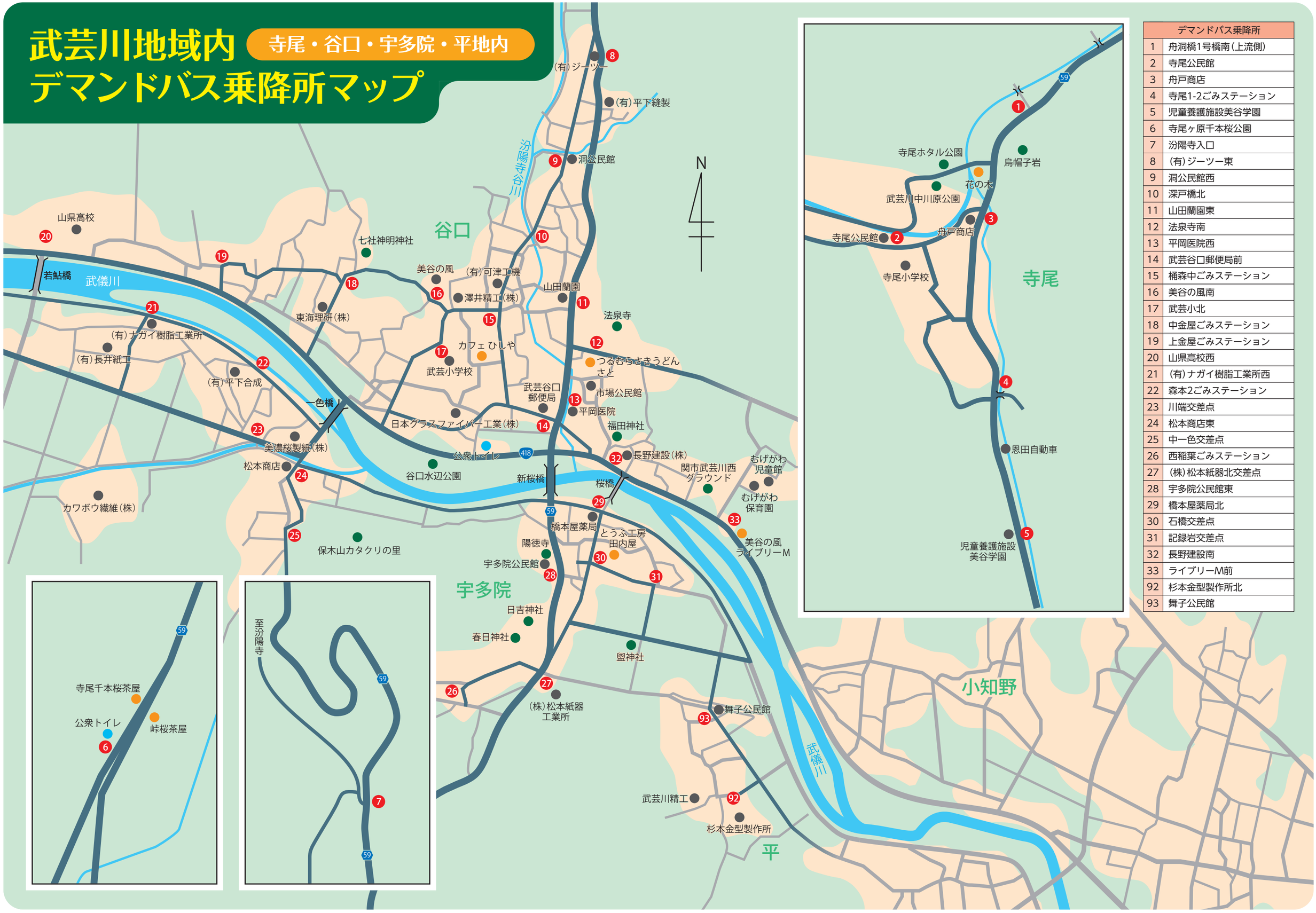
定期乗車券購入者限定！

武芸川地域内デマンドバスと関シティバス(**関板取線**)を乗り継ぐ場合に関シティバスの運賃が**一律100円になる割引**を受けられます！

例:武芸川地域内デマンドバス利用者の場合



武芸川地域内 寺尾・谷口・宇多院・平地内 デマンドバス乗降所マップ



デマンドバス乗降所	
1	舟洞橋1号橋南(上流側)
2	寺尾公民館
3	舟戸商店
4	寺尾1-2ごみステーション
5	児童養護施設美谷学園
6	寺尾ヶ原千本桜公園
7	汾陽寺入口
8	(有)ジーツー東
9	洞公民館西
10	深戸橋北
11	山田蘭園東
12	法泉寺南
13	平岡医院西
14	武芸谷口郵便局前
15	桶森中ごみステーション
16	美谷の風南
17	武芸小北
18	中金屋ごみステーション
19	上金屋ごみステーション
20	山県高校西
21	(有)ナガイ樹脂工業所西
22	森本2ごみステーション
23	川端交差点
24	松本商店東
25	中一色交差点
26	西稲葉ごみステーション
27	(株)松本紙器北交差点
28	宇多院公民館東
29	橋本屋薬局北
30	石橋交差点
31	記録岩交差点
32	長野建設南
33	ライブラリーM前
92	杉本金型製作所北
93	舞子公民館

武芸川地域内 平・小知野・八幡・高野・跡部地内 デマンドバス乗降所マップ



デマンドバス乗降所	
34	サンワダクト工業南
35	圓通寺東
36	大日堂東
37	小知野バス停
38	南屋敷交差点
39	下屋敷交差点
40	小知野5ごみステーション
41	諏訪神社西
42	ふるさと館前
43	生涯学習センター玄関
44	福祉センター北
45	関市武芸川事務所玄関
46	中濃消防組合武芸川出張所南
47	ＪＡめぐみの武芸川支店

48	城戸弘法様南
49	八幡3組集会場前
50	餅又西
51	八幡8組ごみステーション
52	武芸八幡宮前交差点北
53	下野田交差点
54	八幡公民館北
55	松葉バス停
56	大森神社西

デマンドバス乗降所	
57	西田自研工業西
58	西布住宅南
59	西布交差点
60	巾下バス停
61	ウイング南交差点
62	武芸川郵便局
63	永昌寺前駐車場西
64	武芸高野バス停
65	岐阜信用金庫武芸川支店
66	Vドラック
67	杉下自転車店南
68	白山神社南
69	乾医院東
70	跡部６ごみステーション北
71	バロー武芸川店東
72	タカセ自販北
73	川北構造改善センター南
74	パン日和フウ西
75	コメリ前
76	ゲンキー広見店前
77	跡部５ごみステーション
78	道の駅むげ川駐車場
79	跡部バス停西
80	跡部公民館
81	五福交差点
82	伸和建設西
83	天理教北
84	跡部2号組集会場
85	跡部1号組集会場
86	恵利寺駐車場南
87	武芸川スポーツ公園管理棟前
88	下平交差点
89	永林寺東
90	三晶工業南
91	龍福寺北

岐運輸第　４９５　号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第７９条の６の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

１．登録番号

中岐公第１０号

２．登録の有効期間

令和６年１０月１日から令和９年９月３０日

３．名称及び住所並びに代表者名

岐阜県関市武芸川町小知野７７９番地１
武芸川まちづくり委員会
委員長　相宮　芳朗

４．自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

５．運送の区域

生涯学習センター～跡部～生涯学習センター、生涯学習センター～宇多院～生涯学習センター、生涯学習センター～谷口～生涯学習センター、生涯学習センター～小知野～生涯学習センター、生涯学習センター～寺尾、寺尾～高野、谷口～高野

６．登録に付す条件

運送は、「交通空白地有償運送の登録に関する審査基準について」（令和２年１１月２７日付け岐運支局公示第４６号）の条件に適合していること。

令和６年９月５日

中部運輸局岐阜運輸支局長　加藤　彦徳

中　部　運　輸　局